

至誠館大学学生雇用制度取扱要項

(目的)

第1条 至誠館大学学生雇用制度取扱要項（以下、「本要項」という。）は、大学職員の監督、指導の下、在籍学生に大学における教育、研究活動の一部を就労というかたちで実体験させることで、キャリア教育、修学意欲及び学生生活の向上を図ることを目的とする。

(対象業務)

第2条 次の各号に該当する業務は、本要項の対象業務としない。

- (1) 個人情報及び行政情報を取り扱う業務
- (2) 大学職員の監督下で行われない業務
- (3) 本来、大学職員が行うべき業務以外の業務
- (4) 大学が在籍学生を被保険者として加入している傷害保険等の対象外となる業務
- (5) 身体的、精神的及び健康的に危険度の高い業務
- (6) 法令及び学内規程等が定める禁止事項に抵触する業務
- (7) その他、学長が不相当と認めた業務

(雇用条件)

第3条 雇用者は至誠館大学長、被雇用者は至誠館大学在籍学生とする。

- 2 雇用形態は臨時雇用とし、報酬は別に定める時間給によるものとする。
- 3 就労時間は、原則8時間以内とする。
- 4 雇用者は、雇用契約締結の際、被雇用者を被保険者とする傷害保険に加入しなければならない。

(雇用方法)

第4条 学長は、年度内に雇用する在籍学生を当該年度当初にあらかじめ臨時雇用候補者名簿（別表1）に登録し、原則、当該名簿に登録された在籍学生の中から雇用するものとする。

- 2 前項の臨時雇用候補者は、年度当初に学長が在籍学生に公募し、臨時雇用を希望する在籍学生は、臨時雇用候補者申請書（別記様式1）を指導担当教員へ提出する。
- 3 指導担当教員は、前項の臨時雇用候補者申請書に推薦書（別記様式2）を添えて、学長に提出するものとし、学長は、臨時雇用候補者を決定し、認定書（別記様式3）を当該在籍学生に交付する。
- 4 認定書を受領した在籍学生は、誓約書（別記様式4）を提出しなければならない。
- 5 臨時雇用候補者名簿の有効期限は1年度限りとする。

(損害賠償)

第5条 臨時雇用中（通勤中を含む）に、当該臨時雇用者が関与した事件・事故により、大学又は第三者に損害を与えたときは、当該臨時雇用者に故意又は重大な過失が客観的に認められた場合を除き、大学が損害賠償の責任を負う。

(臨時雇用の辞退)

第6条 臨時雇用候補者として登録された在學生は、学長から雇用契約を求められても自らの都合により辞退することができる。この場合、辞退したことにより、大学から、不利益となるいかなる措置や処分も受けることはない。

(解雇)

第7条 臨時雇用者が就労中に、大学に不利益を与える言動や行動等を行った場合は、即時解雇できるものとする。

2 前項により即時解雇した学生については、臨時雇用候補者名簿の登録を抹消するものとする。

3 第1項の即時解雇は、学長がこれを決定するものとする。

(誠意ある雇用関係)

第8条 臨時雇用契約締結後は、大学と臨時雇用者は、お互いの立場と人格を尊重し、誠意をもって雇用契約を履行しなければならない。

(疑義の解決)

第9条 本要項に定める条項について疑義が生じた場合は、大学と臨時雇用者双方が善意をもって解決するものとする。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成28年 4月 1日 (制定)

改正 平成31年 4月 1日 (第1回改正)

別表 1

至誠館大学臨時雇用候補者名簿

(令和 年度)

学年	学籍番号	氏 名	生年月日	住 所	指導担当教員

別記様式 1

臨時雇用候補者申請書

令和 年 月 日

至誠館大学長 殿

学年次 _____年

学籍番号 _____

氏名

生年月日

住所

電話

私は、令和 年度至誠館大学臨時雇用候補者に申請しますので、ご認定されますようお願い申し上げます。

学務課受付欄

--

推薦書

令和 年 月 日

至誠館大学長 殿

指導担当教員名

職名 _____

氏名 _____

令和 年 月 日付で、令和 年度至誠館大学臨時雇用候補者に申請した
学年 _____ 年 氏名 _____ につきましては、次の理由により、候補者と
して（ 推薦 ・ 不推薦 ）します。

記

(理由)

別記様式 3

至誠館大学臨時雇用候補者認定書

令和 年 月 日

様

至誠館大学長

貴殿を令和 年度至誠館大学臨時雇用候補者として認定します。

誓 約 書

令和 年 月 日

至誠館大学長 殿

学 年 次 _____年
学籍番号 _____
氏 名 _____^⑩
生年月日 _____
住 所 _____
電 話 _____

私は、令和 年度至誠館大学臨時雇用候補者として認定されたことを了承し、当該年度内に貴台から雇用契約のご依頼があった場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、雇用契約を受け入れます。

就労に当たっては、至誠館大学学生として、社会人として、法令、学内ルール及び一般常識を遵守し、他者に迷惑をかけることをここにお約束します。

万が一、自ら約束を果たせなかった場合は、臨時雇用契約の解雇又は損害賠償等の責に問われても異議は申し立てません。